

令和8年5月26日

## 職員に対する懲戒処分について

指定管理者

公益財団法人オホーツク生活文化振興財団

理事長 大塚 夏彦

### はじめに

昨年度、紋別生涯学習センター施設内で法規に違反した職員がおりました。当財団は、本人からの聴取及び本人作成の報告書に基づき、法規違反の事実を認め、当該職員を懲戒解雇としました。

本件は、現時点で捜査が進行中であるため、情報の開示には細心の注意を払いながら対応させていただいております。

### 1 被処分者

紋別生涯学習センター管理課指導係長

### 2 事案の概要

昨年度、施設内で法規に違反する行為を行った。

### 3 処分の内容

懲戒解雇

### 4 処分の期日

令和8年4月30日

### 5 処分の理由

公益財団法人オホーツク生活文化振興財団正職員就業規則第58条第2項第6号(懲戒処分)に該当